

Christopher Kelly

Ruling the Later Roman Empire, Cambridge, Massachusetts, and London, England, 2004, pp. ix+341. (pbk. 2006)

クリストファー・ケリー 著

『後期ローマ帝国の支配』

南 雲 泰 輔

後期ローマ帝国が、神格化された専制君主たる皇帝をピエラルキの頂点に据え、整備された官僚制に基づく中央集権的国家であったことは、一般には不可疑の歴史的事実であると長らく考えられてきた。帝国に生きる人びとは「奴隸」として「主人」(dominus)たる皇帝に仕え、皇帝は帝国民に対して様々な「強制」をする。従って、この時代のローマ帝国は固定的・停滞的なものとして捉えられ、暗くネガティブなイメージをもって描かれることが多かった。

しかし、一九七〇年代以降、ピーター・ブラウンの一連の研究を嚆矢とし、近年の学界で優勢となっている学説(本書評では「古代末期」研究と表記)においては、後期ローマ帝国が従来のネガティブなイメージとは明らかに異なった存在として捉え直さ

れていることは周知の通りである。この「古代末期」(Late Antiquity)をめぐる、主として米国・英国(と日本)を中心とした近年の学界動向のなかでは、後期ローマ帝国は、ギボン以来の「ローマ帝国衰亡論」の桎梏から解放されたかのような印象を受け。

本書は、そのプロローグに添えられたエビグラフ——「後期ローマ帝国は、なによりもまず官僚制国家であった」^①——に明らかなように、後期ローマ帝国の国制を特徴づける重要な要素であった官僚制を考察の主軸に据えた書物であり、この新しい「古代末期」研究の影響を受けて生まれた研究である。

著者は、現在ケンブリッジ大学コーパス・クリスティ学寮のフェロウで、同大学古典学部講師も務める。主たる業績としては、Emperors, Government and Bureaucracy, in: Cameron, Av. & Ganssey, P., eds., *The Cambridge Ancient History Vol. XIII, The Late Empire*, A.D. 337-425, Cambridge, 1998を担当している。他にBowman, A.K. & Woolf, G., eds., *Literary and Power in the Ancient World*, Cambridge, 1994 & Bowersock, G.W., Brown, P. & Grabar, O., eds., *Late Antiquity: A Guide to the Postclassical World*, Cambridge MA & London, 1999、また Lenski, N., ed., *The Cambridge Companion to the Age of Constantine*, Cambridge, 2006などの執筆陣にも加わっている。最新の単著としては、本書とは異なり共和政期から帝政前期を扱った *The Roman Empire: A Very Short Introduction*, Oxford, 2006 がある。

本書については、二〇〇四年の初版出版後、早くも二〇〇五年三月に *Times Literary Supplement* でオクスフォード大学の R. W.

ラーが取り上げて書評を行なっている。本邦では既に長谷川宜之氏の書評があり、井上文則氏による紹介もある。^④また、インターネット上では古代末期史家M・クリコフスキー（テネシー大学）による書評を英語で読むことが出来る。以上の書評を踏まえ、本書評では、まず評者の関心に従って内容を簡単に紹介したのち、本書の持つ意義を明らかにし、続いて後期ローマ帝国官僚制研究についてひとつの課題提示を試みる。そして最後に、より大局的な観点から、近年の「古代末期」をめぐる研究動向との関連のなかで本書の位置づけを俯瞰したい。

さて、後期ローマ帝国における官僚制の研究は、マックス・ウェーバー以来、その滅亡の一原因となつたとされる、売官や贈収賄といった官僚の「腐敗」の問題に多くの紙墨が費やされてきた。現在の学界において、後期ローマ帝国のイメージは大きく変貌しているが、官僚制研究そのものについては、一九世紀以来の「腐敗」を中心とした学説がなお維持されているのが現状である。^⑤

このような旧説に対して、本書の眼目は「腐敗」^⑥として捉えられてきた歴史的事実を改めて解釈し直そうというところに存する。本書の基本姿勢は、旧来の学説が主張してきた「官僚制の腐敗が帝国の衰亡を導く」という、ある意味で非常にわかりやすい図式とは、はつきりと一線を画すものである。著者は、そもそも「腐敗（corruption）」は、分析のカテゴリーには容易に転じ得ない」と断じる。プロローグにおいて展開される「腐敗」^⑦についての著者の主張の概略をまとめると、次の通りである。

すなわち、「腐敗」という言葉を使うとき、価値判断や道徳的非難の意味合いが込められてしまうのは避けられない。従って、

「腐敗」について考え始めれば、どのように権力が行使されたのか、そしてそれがどのように他者に影響を及ぼしたのかという問題だけではなく、権力行使を取り巻く理想や規範といったものについても注意せねばならなくなり、そこには、後期ローマ帝国の官僚に対する現代的なまなざしが不可避に介在する。それゆえ、後期ローマ帝国が「腐敗」したということは、後期ローマの社会と現代社会とを比較し、それらの間には充分な類似性がある、と主張することに等しくなってしまう。しかし、ある特定の現象としての「腐敗」は、簡単に一般概念化され得るものではないし、それが発生したところの社会・政治的構造・統治システムと切り離して考えることも出来ない。

こうして、著者は「後期ローマの行政を判断するための基準として、現代の公共奉仕志向の官僚制（modern, public-service-oriented bureaucracies）を用いる」ことを、徹底的に避ける」と述べる。このような視角から著された本書は、「後期ローマ帝国における権力行使の重要な諸側面を理解するための試み」であり、そのねらいは「支配／被支配のそれぞれに相応しいものとは何であるかを捉えること」であり、その主要な関心のひとつは「地中海世界の統治方法の転換によって引き起こされた結果を跡づけること」である。

本書の構成は次の通り。

Acknowledgements

Prologue: First Thoughts

Part I. The Bureaucrat's Tale

Introduction: John Lydus: A Man and His Book

1. All the Prefect's Men
 2. The Competition for Spoils
- Part II. Rulers and Ruled

Introduction : Passages from the Principate to Late Antiquity

3. Standing in Line
4. Purchasing Power
5. Autocracy and Bureaucracy

Epilogue : Last Judgments
Notes, Bibliography, Index

「」のように、本書は全体で二部に分かれたれ、それぞれ内容を簡単に要約したイントロダクションが附されている。あらかじめ本書の特徴のひとつを述べるならば、様々なモチーフの反復がそれにあたらう。時に冗長に感じられさえするこのモチーフの繰り返しは、しかし一方で、本書を構成する各章が、互いに有機的連関を持つものとして読み取られることを可能にし、それによって本書全体を一貫した書物たらしめている。このことから、本書評では、各章別ではなく第一部と第二部をそれぞれひとつの大きなまとまりとして捉えて紹介することにした。

* * *

第一部では、六世紀の帝国官僚ヨハネス・リュドスの自伝『ローマ帝国の官僚について』（以下『官僚について』）が取り上げられる。著者は、リュドスが同時代のローマ帝国の官僚制に対して、どのようなまなざしを注いでいたのかを分析する。すなわち、当の本人である官僚が記述した史料に描かれたところの官僚

制を描き出そうというわけである。

ヨハネス・リュドスといっても、本邦ではあまり馴染みのない人物だと思われるので、はじめに一般的なことを紹介しておこう。⁸⁰ リュドスは、その名が示すとおり、小アジア西岸にある属州リュディアのフィラデルフィアに四九〇年ごろ生まれた。彼自身は、自分の両親について明言してはいないが、おそらく貴族がクリアレス（都市参事会員身分）の家柄の出身であろうと推測されている。彼は、ラテン語の学習を含む高度な教育を受けたあと、サクセス・ストーリーを夢みて「あらゆるものが黄金色に輝く都市」コンスタンティノープルに向けて旅立つ。五一年、リュドス二一歳のときのことである。

コンスタンティノープル到着後、リュドスは同郷の先輩官僚で当時オリエント道長官（Praefectus Praetorio Orientis）の地位にあったゾティコス⁸¹の知遇を得て、オリエント道長官府の下級官僚のポストを獲得した。「あたかも翼をつけられたかのように」将来は順風満帆、彼の夢みていたとおりであるかに思われた。しかし、六世紀、ユステイニアヌス一世治下でカッパドキアのヨハネスによる行政改革が始まると、多くの官僚たちは低賃金や降格を余儀なくされ、リュドス自身も長官府に得た職を退くことになった。そののち、リュドスは皇帝の推薦によってコンスタンティノープルの大学のラテン語・ラテン文学教授に指名されて活動を続け、『官僚について』や『暦について』などの著作をギリシア語で執筆した。

この『官僚について』が、本書第一部の主たる史料である。著者は、『官僚について』は、リュドスの好古趣味・専門的な行政

上の問題・個人的回想の混合物のような著作であつて、現代の我々にとって扱いの難しい書物であると述べる。さらに、『官僚について』は、リュドスの死後、おそらく五五四年頃に公にされたと伝えられているが、その内容には改革の青写真たる多くの諫言が盛り込まれていたにもかかわらず、ユステイニアヌス一世や、その後継者ユステイヌス二世の行政政策に対して、顕著な影響を及ぼすことはなかったという同時代的事情も指摘される。

この意味では、『官僚について』は「注目すべき失敗」であつた。しかし、著者は、この書物の持つ別の側面に、より大きな注意を払っている。すなわち、『官僚について』は、ローマ建国以来の行政上のこまごまとした問題について記述された書物で、帝国統治機構の内部の人間が記述したものとして唯一我々に残されたものであり、官僚自身の視点から後期ローマ帝国の官僚制を眺める機会を我々に与えてくれる書物だというのである。第一部における著者の分析の要点をまとめれば次のようになる。

リュドスは、『官僚について』は「墮したるを曝し、善きを称える」ことを意図した書物だと書いている。リュドスは、『官僚について』のなかで、自らの好古家的な知識をくどいほどに披露し、ローマ建国神話のロムルス以来、およそ一三世紀間もの長きにわたって発展してきた統治の概略を記し、また、古代ローマの実践と伝統が継続していることの重要性を論じた。すなわち、リュドスのいう「善き」ものとは「古代ローマの実践と伝統」を指し、これは官廷儀礼において象徴的に顕現している。

儀礼に際して、官僚たちは制服を着て入念に装い、隠語のごとき行政の専門用語を用いた。『官僚について』のなかで、リュド

スは同僚間の協働の重要性をしばしば強調しているが、官僚たちの間の一体感は、この儀礼のなかで高められた。さらに、儀礼においては「文明」と「野蛮」、「官僚」と「民衆／その他の者」は明確に区別され、皇帝と官僚の間の密接な関係が強調された。この「支配する者」と「支配される者」の間に作り出される「隔たり」こそが、官廷儀礼の重要な要素であり、自らと他者とを区別する差異の意識を生むものなのだ」とリュドスは認識していたのである。

一方、「墮したる」ものとは、明らかにユステイニアヌス一世治世下の行政改革を指している。リュドスは、この改革は悲劇以外の何物でもなく、改革を主導したカッパドキアのヨハネスのもとでは「長官府には莊嚴さの痕跡すら残っていない」と愁嘆する。

官僚にとって、安定した地位の確保と昇進への期待は最大の関心事であつた。リュドスによれば、官僚の社会的地位・収入・行政的取引の出来高は、すべて相互に密接に関連するものであつたという。官僚は、帝国民に対して行政サービスを提供する見返りとしての金銭授受から収入を得ていたのであり、こうして得られた金銭を、地位の確保や昇進のために再び利用していたからである。リュドスの考えでは、このような金銭授受は道徳的に疚しいものでは決してなく、公的サービスに伴って得られる収入は道理あるもので、かつ適法的なものであつた。

ところが、この五三〇年代の改革の目的のひとつは、特定の行政サービスについて、個々の官僚に対して支払われる金銭を削減することを企図するものであつた。従つて、この改革は官僚にとって収入の減少を意味し、同時にそれは自らの地位の保全や昇進

の道を閉ざすことをも意味することになる。リュドス自身は、大学の教授職を得ることが出来たので他の官僚たちと比べれば幾分恵まれてはいたが、それでも長官府に勤務していたときと比較して収入は半分減った。

こうして、著者によって、帝国行政に直接携わった「怒れる人」としてのリュドスが描き出される。同時代の出来事や社会、また適切に行動することの出来ない皇帝に対して、すなわち、「墮したるもの」に対して、リュドスは『官僚について』のなかで「失望」と「欲求不満」を露わにするのである。

* * *

第二部では、リュドスの『官僚について』からは一旦離れ、帝政前期と後期の比較という、より広い射程のなかで「支配するものと支配されるもの」の関係を考察してゆく。第二部における著者の主張は大略次のようにまとめられよう。

ローマによる伝統的な支配のシステムは、物品やサービスおよび諸義務を、相互に継続して交換することによって生み出されるところの、複雑な保護Ⅱ被保護関係のネットワークを基礎として構築されていた。帝政前期、すなわちアウグストゥス帝以後の二世紀間は、このような権力パターンが強化された時期であった。J・E・レンドンの言葉を借りていうなら、この時期において、中央政府と地方エリート層の間には「居心地のよい関係 (comfortable relationship)」が生れた。

しかし、中央と地方とを隔てる障害があった。「帝国最大の暴君は、距離であった」。この時代のコミュニケーション速度の遅

さは、本書第二部の到るところで強調されている。具体的には、緊急の場合であっても陸路でローマからラヴェンナまで五日間、アンティオキアからコンスタンティノープルまで五日半かかったという。通常の行政文書なら、より多くの輸送期間を要した。例えば、四四九年一月にラヴェンナでウァレンティニアヌス三世が発布したある勅令など、ローマ市のトラヤヌス広場に掲示されるまで約一ヶ月もかかった。中央から地方へ、またその逆も同様であったから、帝国政府にとって、帝国各地からいかに効率よく情報を中心へと集めるかは重要な案件であった。

このような広大なローマ帝国を支配することは皇帝ひとりの手に余る仕事であるがゆえに、中央集権化された官僚制が必要不可欠な統治組織となる。こうして、ローマ帝国の行政制度の頂点に立つ皇帝は、官僚制の整備に力を注いだ。

この後期ローマ帝国の官僚制のなかには、帝政後期における新しい権力のあり方の特徴づける重要な要素が見出される。権力が統制され行使される方法の転換——官僚を目指す者たちが官職獲得に際して金銭を用い、その金銭が次第に保護Ⅱ被保護の関係よりも、官職獲得の手段としての重要性を増してゆくという事実——が、それである。従って、官職獲得に際して金銭授受が行なわれたといっても、そのことが直ちに「腐敗」を意味するということではなく、むしろそれは権力を得るための新しい方策の導入を意味していた。

他方、帝政前期に見られた保護Ⅱ被保護の関係は、帝政後期においても依然として活発な力を持ち続けていた。リュドスがゾティコス知遇によって職を得たこと、ウァレンティニアヌス一世

治下でパンノニア出身者が、テオドシウス一世治下でスペイン出身者が抬頭したことは、同郷出身者同士の結びつきの強さを示すものであり、ガリアの修辭學者アウソニウスの親族が道長官のポストに何人も就いたことは、家族間の結びつきもまた重要な要素であったことを示す。つまり、帝政前期と後期の間に変化が存在したとはいっても、それは「急激かつ明確な亀裂」として捉えられるようなものではなかった。

さて、後期ローマ帝国における効率的な統治とは、ひとえに官僚制への依存の上に成り立つものであった。皇帝にとって官僚制がいかに重要なものであったかは、会議室や裁判所などの行政機関が集約されたコンスタンティノープル大宮殿の物理的構造そのものに具体的に示されている。そして、帝国を支配するための統治機構の整備に伴う必然的帰結として、官僚に対して権限の委譲が行なわれたが、このことは、官僚制が帝国統治に必須である一方、強大化すれば皇帝独裁を揺るがす脅威となりがねないという危険性を孕む存在であることを意味することになる。

従って、皇帝は自らの権力を維持し官僚の力を抑制するため、官僚の任官や昇進について、しばしば明確な決定を下さなかった。また、本書第一部でユスティニアヌス帝治下の行政改革に対するリュドスの歎きと怒りが取り上げられたが、その改革は、官僚たちの収入を統制することによって、彼らの間の官職・金銭の取引に対して皇帝のコントロールを及ぼそうとしたものであった。

しかし一方で、中央集権化の結果として宮廷に閉じ込められているかのような状態にあった皇帝は、接する情報についても多くの制限が課されていた。時には歪曲された情報によって、官僚の

奸計にはめられることもあった。官僚たちも皇帝も、自らの利益を追い求め、互いの弱みに付け込もうとしていた。

こうして、皇帝と官僚との間には、妥協・譲歩・取引が常に複雑に絡み合うデリケートで壊れやすい関係が構築され、曖昧さと不確実性がそれを強力に支配した。後期ローマ帝国の政治史の大部分は、官僚制の確立と成長とに伴って、皇帝と官僚との間に引き起こされた争いと摩擦の産物であった。皇帝たちにとって、帝国を統治することは、まさに「狼の耳をつかまえている」ようなものだったのである。

* * *

以上、評者の関心に従い本書の内容を略述した。続いて検討に移る。

まず、本書が提示した「後期ローマの支配」像は、狭義の官僚制研究に関するのみならず、支配／被支配の関係のなかで生きる人間たちの姿を微細に描き出したところに、ひとつの大きな意義を認めることが出来るであろう。リュドスの「官僚について」における好古家的あるいは個人的な感慨の記述は、本書第一部で縦横に駆使され、読者は官僚の世界について、そして、ひとりの官僚としてのリュドスについて、実に具体的なイメージを抱くことが出来る。この意味で、クリコフスキーが本書を「人間味のある」書物だと評しているのは的を射ている。

また、第二部での文書の伝達速度や宮殿の物理的構造に関する言及は、皇帝と官僚を取り巻く当時の具体的環境への注意を促すものとして留目すべき点であろう。何より、後期ローマ帝国にお

いて、官職を得るための手段として金銭授受の役割の持つ重要性が増大し、統治のありようは全く変貌してしまっただけといえ、その変化は漸進的なものであったとの説明は実に説得的で、R・マクマレンなどに代表される旧来の学説とは異なった官僚制像を提示し得ている。本書は、新世紀の後期ローマ帝国官僚制研究にとって待望の書物であるといつてよく、今後の研究のひとつの道標となるべき書物であろう。

しかし、皇帝と官僚との関係については、評者は若干の疑義を抱いた。この疑義は、ミラーが本書の書評で指摘したこととも関連する。

本書第二部において、皇帝と官僚との間に構築された関係、特に、皇帝が官僚の勢力増大を抑えようとしたことを論じる際、著者が根拠としたのは、主としてテオドシウス法典におさめられた法律史料である。著者は、この法律を皇帝による「勅令」として扱っているが、ミラーは、それは誤りだと批判している。すなわち、ミラーは、著者が根拠として挙げている「法律」は、大部分が道長官に対する書簡の形をとった「返答」であって、著者が考えているよりも官僚制の内部文書としての性格が遙かに強いものだと指摘するのである。

この指摘はおそらく正しいであろう。ミラー自身のテオドシウス法典解釈は彼の近著に譲るとして、彼の指摘に加えて、評者が考慮すべきと思われることは、仮に勅令であったにしても、当時の法律作成のプロセスを眺めれば、法文に表された内容を直ちに皇帝単独の意志の直接的な反映とみ捉えることは出来ないのではないかということである。それはまた、幼くして即位し、単独

では十全な法的判断が出来たとは到底思われない皇帝が多かったことから考えても妥当性がある。

後期ローマ帝国における法律は、皇帝と皇帝を取り巻く官僚たちの共同意志の産物であるという側面から考えた場合、法律のなかに根拠を見出しつつ、皇帝は自らの権力の絶対性を維持するために官僚制を複雑かつ曖昧なものにしたとする著者の主張は、そこに到るまでの詳細な言説分析の過程に比して、いささか単純であるかのように感じられる。そもそも、皇帝が発布した法律起草したのが官僚であり、皇帝の口述筆記を担当したのも官僚であったならば、皇帝・官僚・法律をめぐる関係の網目はより複雑なものであることが推定されるであろう。

法律史料の解釈では社会の実態との乖離が示唆されることがしばしばであるが、皇帝と官僚との関係に関連して評者にとって興味深いと思われるのは、そのような法律がどのようにして作り出されたのか、もつといえ、法律の意図とその作成プロセスとの間で、皇帝と官僚が互いにどのように影響を及ぼしあったのかという問題である。法律作成のプロセスに、皇帝はどのようにして介入し、どの程度の影響力を及ぼすことが出来たのか。また、そのプロセスをめぐる官僚相互間の関係はどのようなものであったのか。これらの問題もまた明らかにされる必要がある、その上で改めて皇帝と官僚との関係が再考されるべきではないだろうか。

これらの問題の解明には史料的な困難が予想されるかも知れない。しかし、例えば、帝政後期において法律起草の役割を担った官僚であるクアエストルについては、著者も参照しているが、テオドシウス法典中の法文の語彙及びシンタックスの分析に基づく

詳細を極めたT・オノレの「プロソポグラフィ」的研究が存在しており、ひとつの寄る辺となるであろうし、あるいは、ミラーのように法律を官僚制の内部文書として捉えるという、史料の性格そのものに対する視点の転換から、何等かの糸口が見出される可能性もあるだろう。今後の研究の進展が俟たれる。

最後に、「古代末期」研究をめぐる大局的な視点から、本書の位置づけと次なる研究の動向を俯瞰しておきたい。

ある歴史家によれば、「古代末期」と、ヨハネス・リユドスの生きたユスティニアヌス帝期とは、従来は両者とも「衰退」「デカダンス」の文脈で論じられる傾向が強かったという^⑧。一方、現在の学界では、これらふたつの時代はともに積極的意義を与えられるに到っており、特に「古代末期」研究においては、後期ローマ帝国の政治的崩壊に伴う「断絶」よりは、カール大帝に到るまでの「継続性」が重視され、社会の復興と繁栄が強調されている。本書評冒頭で述べたように、本書はこの変化——一九七〇年代以降の後期ローマ帝国評価の転換——の影響を受けて成立した著作だと位置づけられよう。

「古代末期」研究の本書に対する影響は、前述した「腐敗」概念の拒否のほか、エピソードにおいて特に顕著である。エピソードの冒頭では、これまでの多少なり政治的性格を持つ史料とは打って変わって、エジプト修道僧たちによる天使の描写が突然に引用される。しかもそれがリユドスの描いた官僚の装いに驚くほど似ていることが指摘され、キリスト教徒の抱く天国のイメージと、世俗のものである官僚制とが類比的に論じられている。しかしながら、当時の官僚制の機制がキリスト教徒の天国観に影響を与え

ていることが、なぜエピソードであえて言及される必要があるのか、評者は唐突の感を免れ得なかった。何となれば、プロローグで著者自身が述べている通り、本書は後期ローマ帝国の統治のありようを考察の主眼とする書物だったはずではないか？

エピソードに対する評者の違和感は、より根本的には、冒頭で触れた現在の「古代末期」研究は社会史・文化史的性格を持つものであり、旧来の国制史・行政史的研究とは考察の次元がそもそも異なるという事実に起因するのであるが、この「古代末期」研究の相対化は既に始まっている。すなわち、「継続性」「持続性」を重視する「古代末期」研究の全体的な楽観的姿勢に対しては考古学的な知見に基づいた反駁がなされているし、また、「古代末期」研究の強迫観念的な「衰亡」概念の拒絶に対しても警鐘が鳴らされている^⑨。

「古代末期」研究に対するこれらの批判は、一見ギボン以来の古い「ローマ帝国衰亡論」の復活を志向するものであるかのように思われるかも知れない。しかし、ことはそれほど単純ではない。これらの批判は、一九七〇年代以降の「古代末期」研究の十分な検討と反省に立脚する主張なのである。本書の著者の研究が成立した学問的背景は、近く全般的な再検討と批判の対象となる可能性があることを附言しておかねばならないであろう。

① Jones, A.H.M., *Later Roman Empire 284-602: A Social, Economic, and Administrative Survey*, Vol. 2., Oxford, 1964, p.563.

② F. Millar, *Times Literary Supplement*, March/25/2005, p.13.

③ 長谷川宜之（書評）『西洋古典学研究』五九、二〇〇六年、一五三

- ④ 井上文則「歴史への扉— 後期ローマ帝国の官僚制度」服部良久／南川高志／山辺規子編『大学で学ぶ西洋史「古代・中世」』ミネルヴァ書房、二〇〇六年、一三四—一五頁。
- ⑤ M. Kulikowski, *Byzantine Mosaic Classical Review* (<http://ccat.sas.upenn.edu/bmcr/2005/2005-02-12.htm>)
- ⑥ 官僚制の腐敗が帝国の衰亡を導いたとする代表的文献として、MacMullen, R., *Corruption and Decline of Rome*, New Haven & London, 1988 が挙げられる。
- ⑦ このような著者の「腐敗」概念理解については、Kelly, Chr., 'Corruption', in: Hornblower, S. & Spawforth, A. eds., *The Oxford Classical Dictionary*, 3rd ed., Oxford, 1996, pp.402-3 を参照する。
- ⑧ リュエヌの生涯と作品について、本書第一巻の他、Bandy, A. C., *Iovannes Lydus, On Powers, or, The Magistracies of the Roman State: Introduction, Critical Text, Translation, Commentary, and Indices*, Philadelphia, 1983, pp.ix-xxiv、また、韓世英訳『古代ローマの政治』、Maas, M., *John Lydus and the Roman Past: Antiquarianism Politics in the Age of Justinian*, London & New York, 1992。
- ⑨ Millar, F., *A Greek Roman Empire: Power and Belief under Theodosius II (408-450)*, Berkeley, Los Angeles, London, 2006。
- ⑩ このような方向性を示すものとして、さしあたり拙稿「エリ阿斯帝の意識のなかのローマ皇帝像——『ひげきらい』における法律意識の分析を中心に——」『西洋古代史研究』六、二〇〇六年、一九—三九頁。
- ⑪ 例えば、ホノリウス帝は十一歳、ヴァレンティニアヌス三世は六歳、テオドシウス二世とレオン二世は七歳で即位している。
- ⑫ Honoré, T., *Law in the Crisis of Empire, 379-455 AD: The Theodosian Dynasty and its Quaesors*, Oxford, 1998。
- ⑬ ヴェール・メラヴァル（大月康弘訳）『皇帝ユスティニアヌス』白水社（文庫クセント）二〇〇五年、一二六頁。
- ⑭ Ward-Perkins, B., *The Fall of Rome and the End of Civilization*, Oxford, 2005 は、本書と異なり視線は帝国西部に向けられており、「文明」概念の使用や帝国東部の存続や「幸運」に帰するなど難点がある問題提起的である。
- ⑮ Liebeschuetz, J.H.W.G., *Late Antiquity, the Rejection of 'Decline', and Multiculturalism*, in: id., *Decline and Change in Late Antiquity: Religion, Barbarians and their Historiography*, Variorum, Aldershot, 2006。